

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

マツダm'zPLUSカードセゾン特約

第1条(適用)

株式会社クレディセゾン(以下「クレディセゾン」という)がマツダ株式会社(以下「マツダ」という)と提携して発行するマツダm'zPLUSカードセゾン(以下「本カード」という)の会員(以下「本会員」という)については、「個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項」に加え、本特約が適用されます。

第2条(マツダの個人情報の収集・保有・利用)

本会員はマツダが独自に下記の個人情報を下記の目的のために、収集・保有・利用することに同意します。

[収集・保有・利用する個人情報]

- 本カード申込書に本会員が記載した本会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外で本会員がマツダに届出した事項
- マツダにおける本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数

[利用目的]

- ①本会員の管理および本会員へのm'zPLUSポイントアップ、その他本カードに基づくサービスの提供
- ②マツダの提供する自動車製造販売事業、その他商品・サービス(以下、①のサービスと合わせて「マツダ事業」という)に関する宣伝広告物の送付等営業のご案内
但し、本会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、マツダは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は、第5条に記載する相談窓口に連絡するものとします。)
- ③マツダ事業における営業促進活動、市場調査・商品開発等のマーケティング分析

第3条(個人情報の提供・利用)

本会員は、クレディセゾンが本会員の本カードによる商品購入の利用日及び利用金額、並びに本カード有効期限を、保護措置を講じた上でマツダに提供し、マツダが第2条に記載する目的で利用することに同意します。

第4条(諸変更等の通知)

本会員は、本会員がマツダ又はクレディセゾンの一方に第2条の個人情報の変更を届け出た場合、マツダ及びクレディセゾンが各々保有する本会員の個人情報の変更手続きを行うため、変更の届出を受けたマツダ又はクレディセゾンが当該変更内容を相手方に通知することに同意します。

第5条(問い合わせ窓口)

(1)前二条によりマツダが保有する本会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申出、その他ご意見の申出に関しましては、下記マツダ連絡先までお願いします。

〒730-8670広島県安芸郡府中町新地3-1

マツダ株式会社 マツダコールセンター

フリーダイヤル 0120-386-919

受付時間 平日9:00-17:00、土・日・祝祭日 9:00-12:00、
13:00-17:00

<マツダホームページURL><http://www.mazda.co.jp/>

(2)万一、マツダが保有する本会員の個人情報の登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、マツダはすみやかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条(個人情報の提供期間)

第3条のマツダへの個人情報提供期間は、原則として契約期間中及び契約終了後5年間とします。なお、マツダにおける個人情報の利用期間については、第5条記載のマツダ連絡先にお問い合わせください。

第7条(販売店への個人情報提供)

本会員は、マツダが下記の個人情報を本カード申込書、又は変更届に記載されたマツダ販売店(以下「会員お取扱店」という)に提供すること、並びに会員お取扱店が自己の提供する商品・サービスに関する宣伝広告物の送付等営業のご案内その他営業促進活動を行うために必要な範囲で利用することについて、予め同意するものとします。なお、ご相談窓口は常時掲載しておりますマツダのホームページ(<http://dealers.mazda.co.jp/>)

から会員お取扱店を選択いただき、プライバシーポリシー内にてご確認ください。

[提供する個人情報]

- 本カード申込書に本会員が記載した本会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外で本会員がマツダに届出した事項
- マツダにおける本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数
- m'zPLUSポイントアップに関する情報
- 第3条によりクレディセゾンより提供された本カードによる商品購入の利用日及び利用金額、並びに本カード有効期限

第8条(特約の変更)

本特約はクレディセゾン及びマツダ所定の手続きにより変更する場合があります。

マツダm'zPLUSカードセゾン特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)がマツダ株式会社(以下「マツダ」という)と提携して発行するクレジットカードをマツダm'zPLUSカードセゾン(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)お客様が、セゾンが定めるセゾンカード規約、マツダ及びセゾン(以下「両社」という)が定める本特約、並びに別途マツダが定めるm'zPLUSポイントアップ規定(以下「ポイントアップ規定」という)を承認し両社に入会のお申込みをされ、両社がセゾンカード規約に定める本会員又は家族会員として本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行し貸与いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

(2)会員は、セゾンカード規約に基づく資格(以下「セゾン会員資格」という)及び本特約に基づく資格(以下「マツダ会員資格」という)を有するものといたします。

第3条(特典およびサービスの利用)

(1)会員は、セゾンが提供する特典及びサービスを受ける場合、セゾン所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、マツダは、これらのサービスの提供に関して、会員とマツダの間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。

(2)会員は、マツダが提供するポイントアップ規定に基づく特典又はマツダが定める特典及びサービスを受ける場合、マツダ所定の方法でその提供を受けるものとします。これらの特典及びサービスは、マツダの車両販売会社であるマツダ店、マツダアンフィニ店及びマツダオートザム店、並びにマツダレンタカー店(以下、総称して「マツダ販売店」という)にてお取り扱いします。但し、一部のマツダ販売店ではお取り扱いしていない場合がありますので、事前によくご確認ください。なお、セゾンは、これらのサービスの提供に関して、会員とマツダの間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。

(3)会員がマツダが定める特典及びサービスを受ける場合、ポイントアップ規定第19条及び第20条の規定を適用します。

第4条(本カードによる車両購入)

会員の本カード利用による新車・中古車購入の条件・審査基準はマツダ販売店毎に決められるため、会員は、信用販売を受けられない場合があることを了承します。

第5条(弁済金等の支払方法等)

(1)セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(2)の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加します。また、下記の事項を追加します。

記

⑨分割払い—商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。

(例)現金価格 50,000円、10回払いの時

●分割払手数料 50,000円×(6.0円/100円)=3,000円

●支払総額 50,000円+3,000円=53,000円

●各支払日の分割支払金 53,000円÷10回=5,300円

支払回数 (回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	36
支払期間 (ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	36
実質年率 (%)	10.8	12.0	12.3	12.9	13.1	13.2	13.3	13.3	13.3	13.2
現金価格100円当たりの手数料の額 (円)	1.8	3.0	3.6	6.0	7.2	9.0	10.8	12.0	14.4	21.6

(2)セゾンカード規約第7条(3)の「分割支払金」に(1)で算出した各回の支払金額を含めます。

(3)分割払いについては、セゾンカード規約第7条(2)⑧の支払方法の自動変更サービスは適用されません。

第6条(早期完済の場合の特約)

分割払いの場合に、本会員が当初の契約のとおりにお支払いされ、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、本会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第7条(会員のマツダ販売店への登録)

会員は、マツダ所定の時期から、入会申込書に記載されたマツダ販売店(以下「会員お取扱店」という)の顧客として登録されます。なお、セゾンカード規約第18条に基づき会員の住所変更の手続きがなされた場合、会員は、マツダがその変更に対応して顧客登録される会員お取扱店の変更手続きをなすことに同意します。

第8条(カード規約)

(1)本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

(2)本カードのうちゴールドカードのお客様については、セゾンカード規約第5章(ゴールドカードセゾンの特則)の規定が適用されます。

第9条(会員資格の喪失)

(1)マツダは、会員が以下のいずれかの事項に該当し、マツダ会員資格を有する者として不適格であると判断したときは、何らの通知または催告なくマツダ会員資格を喪失させることができます。尚、本会員がマツダ会員資格を喪失した場合は、その家族会員もマツダ会員資格を喪失するものとします。

①m'zPLUSポイントアップ還元に関し虚偽の申告をしたとき。

②①の他、ポイントアップ規定に違反したとき。

③マツダ又はマツダ販売店の提供する特典及びサービスを受けるにあたり、不正な行為を行ったとき。

(2)前項により会員がマツダ会員資格を喪失したときは、セゾンはセゾン会員資格を喪失させることができます。

(3)会員がセゾン会員資格を喪失したときは、マツダ会員資格も喪失するものとします。

(4)マツダ又はセゾンが本カードの返還を求めたときには、会員は、本カードを、直ちにセゾンに返還するものとします。

第10条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

m'zPLUSポイントアップ規定

第1条(目的)

1.本規定は、マツダ株式会社(以下「マツダ」という。)が株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という。)との各提携により発行する「マツダm'zPLUSカードセゾン」(以下「本カード」という。)の利用に応じ、マツダが本カードの会員(以下「本会員」という。)に対して還元金の支払いを行う特典(以下「m'zPLUSポイントアップ」という。)の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

2.マツダは、必要があると認めるときはいつでも、本会員に予め又は事後にホームページ(<http://www.mazda.co.jp/carlife/mzcard/>)または文書で通知することにより本規定を変更できるものとします。

第2条(m'zPLUSポイントアップ)

1.m'zPLUSポイントアップとは、以下の各号のいずれかに該当する場合、本会員がマツダ所定の還元金を受け取ることができる制度です。本カードにより信用販売を受ける商品又はサービス等の購入金額(以下「カード利用代金」という。)に応じてマツダがポイントを付与し、そのポイントの残高に基づき還元金が計算されます。

(1)本会員又はその同居の家族がマツダの車両販売店であるマツダ店、マツダアンフィニ店及びマツダオートザム店等(以下総称して「マツダ販売店」という。)において新車・中古車を購入した場合、継続検査(車検)・12ヶ月点検を受けた場合、マツダの純正部用品を購入した場合等々、マツダ販売店で取扱い商品または役務を購入した場合

(2)(株)日本航空インターナショナル(以下「JAL」という。)のJALマイレージバンク(以下「JMB」という。)のマイル(以下「マイル」という。)での還元を希望し、所定の手続きを行った場合(2010年10月から取扱いを開始します。手続きの詳細は事前に別途ご連絡いたします。)

2.本カードに関する会員資格を喪失した場合は、m'zPLUSポイントアップを利用することはできません。

第3条(ポイントの付与対象にならないもの)

カード利用代金には、キャッシングサービス、各種ローン、本カードに基づく年会費、保険掛金その他所定のもの、含まれません。

第4条(家族会員のカード利用代金)

家族会員のカード利用代金に基づくポイントの付与は、本会員に対して行われます。

第5条(ポイントの付与日)

ポイントは、セゾン所定の方法によりセゾンが定める所定の一ヶ月間のカード利用代金に基づき翌月内の所定日に本会員に付与されます。

第6条(ポイントの付与取消し)

商品又はサービス等の購入の取消により、カード利用代金の全部又は一部が取消された場合は、取消額に応じたポイントもマツダ所定の方法で取消されます。

第7条(ポイントの計算)

本会員のポイントは、毎月所定の末日にセゾン所定の方法によって締め切られたカード利用代金に応じて、次の通り計算され(1)と(2)の合計ポイントが付与されます。

(1)カード利用代金の合計額(1,000円未満は切り捨て)に対して、1,000円につきマツダ所定の率を乗じて得られるポイント

(2)マツダ販売店ならびにマツダが別途指定するその他の加盟店でのカード利用代金の合計額(1,000円未満は切り捨て)に対して、1,000円につきマツダ所定の加算率を乗じて得られるポイント

第8条(ポイントの有効期間)

ポイントは、そのポイントが付与された年から4年後の3月末日まで有効とします。左記期間を超えるものについては自動的に失効するものとします。

第9条(保有ポイントのご確認)

1.当月に付与されるポイント数及び前月末時点での有効なポイント残高は、本会員に対してセゾンから送付されるご利用代金明細書に記載されます。

2.本会員は、第13条に定めるマツダの指定した店舗に設置された専用のクレジット端末機にカードを読み取らせることで問合せ時点でのポイント残高を確認することができます。

第10条(ポイントに基づく還元の条件)

1.ポイントの還元申請は、申請受付時点で会員資格を有す本会員のみが行えます。

2.還元手続きの条件及び手続き方法については本規定の他、別途マツダが定める場合があります。

3.本会員は申請が受け付けられた場合、これを取消することができないものとします。

第11条(還元金の支払い)

1.本会員は、第2条第1項に定めるいずれかの事由に該当した場合、有効なポイント残高に基づく還元金の支払いを第3項に規定する方法により申請することができます。

2.前項にもとづき受けられる還元可能なポイント数は第15条に定めるポイント残高(以下「還元実ポイント」と呼ぶ)が上限となります。

3.本会員は以下のいずれかの方法により還元金の支払い手続きを行うことができます。

①第13条に定めるマツダの指定した店舗に設置された専用のクレジット決済端末機から還元手続きを行う方法

②所定の方法で本会員がJMBの会員である方は還元金の支払いに代えてマイルの登録を申請する方法

③上記の他、マツダが定めて会員に案内する方法

第12条(マイルによる還元)

1.前条第3項1号の申請において、本会員でありかつJALの運営するJMBの会員である方は、還元金の支払いに代えて、マイルの登録を申請することを選択することができます。

2. 下記事項に該当することが判明した場合、マイルへの還元をお断りし、一旦引き落とされたポイントをお戻しする場合がありますことを了承いただきます。

① 申請時点でJMB会員になられていない場合

② 記入されたJMBお得意様番号が申請者である本会員の番号として確認できない場合

③ JMBお得意様番号が間違っていて記入されていたり、記入がなかった場合
3. 4ポイントを1マイルに換算します。小数点以下は切り捨てと致します。既に行なったマイルの登録申請は取消すことができないものとします。また、登録済みのマイルに関してはJALにおいて管理されるものとし、マツダは責任を負わないものとします。

4. マイルでの還元上限は年間150,000マイルまでとなります。

5. 申請からマイルでの還元まで1～2ヶ月かかります。マイル付与の確認はJMBのホームページを通じてご確認ください。

第13条(クレジット決済端末機による還元)

1. 本会員は第2条第1項に定める還元事由の対象商品・役務を購入し決済する際、第11条に定める還元金の支払いをマツダが指定するマツダ販売店に設置されたクレジット決済端末機(以下、決済端末)を通じて受取ることができることとします。本会員は対象商品・役務の購入金額との相殺により還元金を受け取ります。購入金額を上回るポイントを現金等で受取ることではできません。そのような超過ポイントは、次回、還元申請事由を満たした場合に、使用できます。

2. 法律等で定められている税金・保険、任意保険料の支払いにはご利用できません。

3. 1ポイントを1円に換算します。

4. 本条の還元手続きはマツダの指定するマツダ販売店が決済端末を操作して行うこととします。本会員はマツダ販売店に本カードを提示して還元申請続きを依頼することとします。

5. 本条による還元申請は上記決済時のみに行えるものとし、決済終了後にポイントのみの還元申請を受け付けることはできません。

6. 還元申請が受け付けられた場合、決済端末から申請実施証憑を発行します。会員は当該証憑の申請受付ポイント数を直ちに確認します。内容が誤っている場合はその場で訂正の申し出を行い、直ちに訂正を行うこととします。

7. 前項の内容確認後は、訂正を受付できないものとします。確認を行わず、その場で訂正の手続きを行わなかった場合にも、以後の訂正は受付できないものとします。

8. 本カードの提示がされたことにより還元金の支払(マイルによる還元を含みます)が実施された場合、行使されたポイントの補償は如何なる場合も行いません。

9. カードを紛失もしくは盗難等の事故にあった場合、直ちにカードデスクに届け出てください。受付ができた時点でポイントの使用を凍結します。
10. 一部のマツダ販売店で本条による還元申請を受付できない場合があります。

第14条(還元の決定)

1. マツダは、第11条に基づく本会員からの還元申請を受けつけた後、所定の期間内に所定の審査を行い、その還元の可否を決定します。

2. マツダ及びセゾンは、所定の審査により、本会員が還元の申請に関し不正若しくは虚偽の行為をなしたと認めた場合又は、本規定、本カードの会員特約若しくはセゾンの会員規約を遵守していないと認めた場合は、当該本会員への還元を拒否、又は保留することがあります。この場合は、本会員にその旨を通知します。

3. マツダは、JALにおいて本会員がJMBに関する会員規約を順守していないと認めてマイルへの登録を拒否もしくは留保した場合、当該会員へのマイルの登録を拒否または留保することができます。この場合、本会員に通知されます。なお、マツダはマイルの登録を拒否した場合、一旦引き落とされたポイントをお戻しいたします。

第15条(還元対象となるポイント残高)

1. 還元対象となるポイント残高は、前条に基づく還元決定後の所定日時点での有効なポイント残高となりますので、ご利用代金明細書又はマツダm'zPLUSカードデスクで伝えられたポイント残高と異なることがあります。

2. 1回の還元で対象となるポイント残高は、第2条第1項に定める還元事由毎にマツダ所定数を上限とします。また、第12条にもとづくマイルによる還元、及び第13条にもとづくクレジット決済端末機による還元には、それぞれの方法に付随して各条に還元の上限が定められています。還元に当っては、付与された時期の古いポイントから順に充当します。

3. 1回の還元により、行使されたポイント残高は全て消滅し、残されたポ

イント残高数は、ポイントの有効期間内において次回以降の還元対象となるポイント残高として存続します。

第16条(他のカードとの取扱い)

本会員が本カードを複数枚保有している場合は、本規定に基づき、カードごとにポイントの付与、蓄積告知、還元等を行います。

第17条(公租公課)

本規定による還元について公租公課が課せられた場合、その公租公課は本会員が負担するものとします。

第18条(ポイントの消滅)

理由の如何を問わず、本会員がマツダ会員資格(マツダm'zPLUSカード特約に基づく資格をいう)を喪失した場合、すでに蓄積されているポイントは、全て自動的に失効するものとし、本規定における全ての権利義務は、自動的に消滅するものとします。

第19条(ポイントの引継ぎ)

本会員が本カードを一般カードからゴールドカードに切替えた場合及びゴールドカードから一般カードに切替えた場合、切替時に有効であったポイントは、所定の手続きにより切替え後のカードのポイントとして引き続き有効とします。

第20条(マツダからの委託)

本会員は、ポイントの付与、蓄積、告知、還元等に関する事務処理を、マツダの指定する委託会社及びセゾンが行うことを承認するものとします。

第21条(m'zPLUSポイントアップに関する疑義等)

1. 理由の如何を問わず、会員はm'zPLUSポイントアップにおける権利義務を他人に貸与、譲渡、担保提供し、又は相続させることはできません。
2. ポイントの有効性、ポイント数、還元金申請資格に関する疑義その他m'zPLUSポイントアップの運営に関して生じる疑義はマツダの決するところによるものとします。

第22条(終了・中止・変更等)

1. マツダは予告なしに、いつでもm'zPLUSポイントアップを終了若しくは中止し、又は内容を変更することができるものとし、会員はその旨を承認するものとします。

2. マツダは、第7条にいうマツダ所定の率若しくは加算率、第13条にいうマツダ所定の率若しくは事務処理経費を、予告なしに、いつでも変更または設定できるものとします。

3. m'zPLUSポイントアップの内容は、日本国の法令の下に規制されることがあります。

[ポイント還元手続き変更のお知らせ]

これまでは、本会員又は同居の家族が所定のポイント還元申請書(以下「申請用紙」という。)に必要事項を記入してマツダ販売店もしくはマツダレンタカー取扱店の認め印等を受けた上で、申請用紙及び還元事由(新・中古車両の購入・登録、車・点検の実施、部用品の購入、マツダレンタカーの利用)を証する所定の証憑の写しをセゾンへ郵送により提出いただく方法によりポイント還元(以下「申請用紙による還元」という)をおこなっていたいただきましたが、この申請方法は、2010年9月末までの還元事由実施分までを対象とし、所定の宛先に郵送した2010年11月末の消印分までを有効として終了させていただきます。今後は特定のマツダ販売店での第13条に基づく還元方法もしくはマイルについて第12条に基づく還元方法によることとなります。マツダレンタカー店では従来申請用紙によるポイント還元の方法のみが行われてきましたが、今後はその方法を中止するためマツダレンタカーご利用に伴うポイント還元できなくなりますのでご注意ください。なお、申請用紙を所定の宛先に送付し受付が終了するまでの間に第13条の定めるクレジットカード決済端末機による還元を受けた場合には、申請用紙による還元の申請は無効となります。

2010年3月15日改訂

マツダm'zPLUSカード会員m'zPLUSロードアシスタンス規定

第1条(規定の目的)

(1)本規定は、マツダ株式会社(以下「マツダ」という)と提携するカード発行会社(以下「提携カード会社」という)が発行する、マツダm'zPLUSカード又はマツダm'zPLUSゴールドカード(以下総称して「カード」という)を保有するカード会員(以下「カード会員」という)に対して提供する、m'zPLUSロードアシスタンス(以下「ロードアシスタンス」という)に関する事項を定めたものです。

(2)ロードアシスタンスは、マツダm'zPLUSカードについてはロードアシスタンスに入会したカード会員(以下「m'zPLUSロードアシスタンスカード会員」という)に対し、マツダm'zPLUSゴールドカードについては全カード会員に対し付帯されます。

(3)m'zPLUSロードアシスタンスカード会員及びマツダm'zPLUSゴールドカード会員(以下総称して「会員」という)は、カードに関する規定(以下「カード規定」という)及び本規定に基づき、ロードアシスタンスの提供を受けることができます。カード規定及び本規定の間では本規定が優先するものとします。

(4)会員は、いずれかのカード会員(マツダm'zPLUSカード会員、m'zPLUSロードアシスタンスカード会員又はマツダm'zPLUSゴールドカード会員)から別のいずれかのカード会員に変更するためには、現カード会員資格を終了させ、新たなカード会員資格を取得するための入会手続きをしていただく必要があります。この場合、お支払済みの年会費は理由のいかんを問わず返還されません。

第2条(ロードアシスタンスの機能)

(1)ロードアシスタンスとは、マツダが日本ロードサービス株式会社(以下「JRS」という)と提携し、日本国内において会員に提供する車輛の事故・故障時の対応サービス及びアフターフォローサービス等をいい、その内容、対象地域及び対象車両は本誌に別途定めるとおりです。

(2)会員は、下記に同意するものとします。

①マツダがカード入会申込書の記載事項(変更事項を含む)及びロードアシスタンスの提供に必要なとされる会員の情報をJRSに提供し、JRSがこれらの情報を会員管理及びロードアシスタンスの提供のために登録し利用すること。

②ロードアシスタンスの実施にかかる情報が、同実施の状況把握、会員に対するサービス向上、新たなサービスの検討等のため、JRSよりマツダに提供されること。

第3条(ロードアシスタンスの利用方法)

(1)会員はm'zPLUSロードアシスタンスデスクに連絡することにより、ロードアシスタンスの提供を受けることができます。

(2)会員は、ロードアシスタンスを受ける場合、カードを提示するものとします。カードの提示がない場合は、前項にかかわらず、ロードアシスタンスを受けることができません。

(3)カードに表示されている会員本人以外はロードアシスタンスをご利用できません。

(4)ロードアシスタンスの提供は、m'zPLUSロードアシスタンスカード会員又はマツダm'zPLUSゴールドカード会員にかかる年会費が、提携カード会社の定める所定の日時に登録された口座から引き落とされていることを条件とします。なお、m'zPLUSロードアシスタンスカード会員は、マツダに対して支払うべき同カードにかかる年会費が、提携カード会社により登録された口座から提携カード会社の定める所定の日時に引き落とされることに異議なく同意するものとします。

(5)m'zPLUSロードアシスタンスカード会員の年会費にかかる有効期間の終了3ヶ月前までに、会員からの書面による申出がなく、マツダが引き続き会員として認める場合には、次の期間にかかる年会費を登録された会員の口座から引き落させていただきます。

(6)m'zPLUSロードアシスタンスカード会員の年会費にかかる期間の途中で、同会員の資格が終了した場合、理由の如何を問わず年会費は返還されないものとします。

第4条(会員の義務)

会員は以下の事項を遵守するものとします。

(1)会員はカード及びロードアシスタンスの権利を他人に譲渡・貸与・担保提供をしないこと。

(2)会員は常に交通規則を守り、他に迷惑をおよぼすような行為をしないこと。

(3)会員はロードアシスタンス等の提供を受けるとき、JRSの派遣する係員の指示又は注意に従うこと。

(4)会員は転居等で居住地その他予めマツダ及び提携カード会社に届いた事項が変更となった場合、すみやかに提携カード会社に通知すること。

第5条(ロードアシスタンス時の責任)

ロードアシスタンスに起因する車輛の損傷、人身事故、損害等についてはJRS、マツダ又は提携カード会社のいずれも自らに故意又は重大な過失がない限り、その責を負うことはできません。

第6条(ロードアシスタンスを提供できない場合)

(1)次の場合には、ロードアシスタンスを提供できない場合があります。

①無資格・飲酒運転等で正常な運転ができない場合。

②通常の自動車走行に不適切な場所でのトラブル。

③ロードアシスタンスの提供が不可能な場所でのトラブル。

④違法改造車の類、法律に違反している車。

⑤危険をともなう気象状態の場合。

(2)ロードアシスタンスは、日本国の法律の下に規制されることがあります。

第7条(権利の消滅)

本規定におけるすべての権利は、カード発行時からカードの有効期限までとします。但し、以下の項目に該当する場合は、理由の如何を問わず会員一切の権利は消滅するものとします。

- (1)第3条第4条項に規定する会員の登録口座からロードアシスタンスにかかる年会費が所定の期限内に引き落とされていない場合。
- (2)会員がカードの会員資格を喪失したとき。
- (3)本規定に違反したとき。
- (4)その他、会員によるロードアシスタンスの利用が不適当とマツダが判断し、その旨を会員に通知したとき。

第8条(ロードアシスタンスの内容変更)

会員は、マツダ及びJRSが事前又は事後に会員に文書にて通知することにより、合理的と認めるロードアシスタンスの内容変更をすることができ、これを予め承諾するものとします。

第9条(ロードアシスタンスに関する疑義)

ロードアシスタンスを提供する対象会員に関する疑義は、マツダ及び提携カード会社の決するところとし、ロードアシスタンスの内容に関する疑義はJRSの決するところによります。

第10条(合意管轄裁判所)

会員とマツダ、提携カード会社又はJRSとの間で、本規定に関し、万一訴訟の必要が生じた場合、会員は、訴額の如何にかかわらず、対象会員の住所地、マツダ、提携カード会社又はJRSの本店・各営業部・支店・センター所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

2003年7月1日 制定

ロードアシスタンスについてのお問い合わせは
m'zPLUSロードアシスタンスデスク/24時間・年中無休 0120-71-1190
携帯電話・PHSからもかけられます。

[問い合わせ・相談窓口]

本規定に関するお問い合わせ、相談は日本ロードサービス株式会社にご連絡ください。

日本ロードサービス株式会社

〒163-0230東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル30F

TEL03-5325-5600 (10:00~18:30)/土・日祝日は休み。